

## 特別養護老人ホーム 近江舞子しょうぶ苑（従来型多床室）利用料金表

2021年8月現在

### 介護サービス費

・従来型介護サービス費(Ⅰ)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
573単位	641単位	712単位	780単位	847単位

(1日当たり)

・各種加算

対象	加算項目	単位	加算要件
共通	看護体制加算(Ⅰ)イ	6単位/日	1名以上の常勤看護師を配置した場合
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位/日	機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画書に基づいて機能訓練を実施した場合
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36単位/日	新規入所者の内、要介護状態区分が4又は5の割合、もしくは認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が一定数を占め、常勤換算方法で介護福祉士の配置数の要件を満たすこと
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12単位/日	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が一定以上を満たした場合
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	褥瘡発生のリスクについて入所時に評価すると共に、少なくとも3月に1度の評価を行い、結果を厚生労働省に提出する。又、褥瘡発生リスクがあるとされた入所者への計画書の作成と3月に1度の見直しを行っていること
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22単位/日	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合
	排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月	排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師が判断し、排泄に介護を要する原因究明と支援計画に基づいた支援の継続実施を行い、少なくとも3月に1回の見直し、評価を行った場合
	自立支援促進加算	300単位/月	入所時に医師が自立支援のために必要な医学的評価を行い、少なくとも3月に1回の見直しと自立支援にかかる支援計画とケアの実施を行い、評価結果を厚生労働省に提出し、また必要な情報を活用している場合
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	入所者ごとの身体機能、栄養状態、口腔機能、認知症の状況情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービスを適切かつ有効に提供するための必要な情報を活用している場合
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数に対して27/1000を乗じた単位数	介護職員処遇改善加算の要件を満たし、日常生活支援加算を取得している場合
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数に対して83/1000を乗じた単位数	介護職員の賃金改善に関する計画を策定し、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たしている場合

対象	加算項目	単位	加算要件	
個別	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の要件に加え、褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合	
	療養食加算	6単位/1食	医師の指示による療養食を提供した場合	
	経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、食事観察や会議を行い経口維持計画を作成し、医師や歯科医師の指示に基づく栄養管理を行った場合	
		100単位/月	協力歯科医療機関を定めて、医師・歯科医師のいずれか1名が食事の観察、会議等に参加した場合	
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月に2回以上口腔衛生の管理を行い、介護職員に対して技術的助言及び指導を年に2回以上を行った場合	
		110単位/月	加算(Ⅰ)の要件に加え、計画内容を厚生労働省に提出し、管理の実施に当たって必要な情報を活用している場合	
	再入所時栄養連携加算	200単位/回	医療機関に入院し、大きく異なる栄養管理が必要となり、医療機関の管理栄養士と連携して退院時に栄養ケア計画を作成した場合	
	排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	
	排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	
	安全対策体制加算	20単位/入所時	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	
	看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以内	72単位/日	施設での看取りを希望され、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」などの内容に沿った看取り介護を実施した場合
		死亡日以前4日以上30日以下 死亡日の前日及び前々日 死亡日	144単位/日 680単位/日 1,280単位/日	
	初期加算	30単位/日	入所日から30日以内の期間又は入所後30日以上入院し退院した場合	
	退所前後訪問相談援助加算 入所中1回、退所後1回	460単位/回	入所期間が1ヶ月を超えた入所者が退所するにあたり、退所後生活する居宅や施設に訪問し、相談援助や連絡調整などを受けた場合	
退所時相談援助加算	400単位/回	入所期間が1ヶ月を超えた入所者が退所するにあたり、退所後の居宅サービスや施設サービスなどにおいて相談援助と退所後のサービス提供者への情報提供を受けた場合		
退所前連携加算	500単位/回	入所期間が1ヶ月を超えた入所者が退所するに先立ち、退所後の居宅介護支援事業者に対する情報提供と居宅サービス利用について連携した調整を受けた場合		
外泊時費用	246単位/日	1月につき、外泊(又は入院)した日の翌日から起算して6日(月をまたがる場合は最大で連続12日)を限度として算定		

## 特別養護老人ホーム 近江舞子しょうぶ苑（従来型多床室）利用料金表

2021年8月現在

### ひと月（30日計算）の利用料金 《介護サービス費+食費、居住費》

老齢福祉年金・生活保護受給者：第1段階

介護度	介護サービス費	食費	居住費	日額	1か月利用料
1	769円	300円	0円	1,069円	32,070円
2	848円			1,148円	34,440円
3	931円			1,231円	36,930円
4	1,008円			1,308円	39,240円
5	1,086円			1,386円	41,580円

市民税非課税世帯：第2段階（所得額 80万円以下）

介護度	介護サービス費	食費	居住費	日額	1か月利用料
1	769円	390円	370円	1,529円	45,870円
2	848円			1,608円	48,240円
3	931円			1,691円	50,730円
4	1,008円			1,768円	53,040円
5	1,086円			1,846円	55,380円

市民税非課税世帯：第3段階①（所得額 80万超～120万円以下）

介護度	介護サービス費	食費	居住費	日額	1か月利用料
1	769円	650円	370円	1,789円	53,670円
2	848円			1,868円	56,040円
3	931円			1,951円	58,530円
4	1,008円			2,028円	60,840円
5	1,086円			2,106円	63,180円

市民税非課税世帯：第3段階②（第1段階、第2段階及び第3段階①に該当しない方）

	介護サービス費	食費	居住費	日額	1か月利用料
1	769円	1,360円	370円	2,499円	74,970円
2	848円			2,578円	77,340円
3	931円			2,661円	79,830円
4	1,008円			2,738円	82,140円
5	1,086円			2,816円	84,480円

☆ 一般世帯の方：第4段階 【1割負担】

介護度	介護サービス費	食費	居住費	日額	1か月利用料
1	769円	1,550円	880円	3,199円	95,970円
2	848円			3,278円	98,340円
3	931円			3,361円	100,830円
4	1,008円			3,438円	103,140円
5	1,086円			3,516円	105,480円

☆ 一般世帯の方：第4段階 【2割負担】 【3割負担】

	介護度	介護サービス費	食費	居住費	日額	1か月利用料
2割負担	1	1,538円	1,550円	880円	3,968円	119,040円
	2	1,697円			4,127円	123,810円
	3	1,862円			4,292円	128,760円
	4	2,016円			4,446円	133,380円
	5	2,173円			4,603円	138,090円
3割負担	1	2,307円	1,550円	880円	4,737円	142,110円
	2	2,545円			4,975円	149,250円
	3	2,793円			5,223円	156,690円
	4	3,025円			5,455円	163,650円
	5	3,260円			5,690円	170,700円

### その他の費用 《ひと月の利用料金に追加に必要な料金》

預かり金事務手数料	1,000円/月	医療費(受診代、内服薬代他)、予防接種、嗜好品等については、実費料金のご請求になります。
理美容代金	1,834円/回	
喫茶代	320円/1セット	
個人電気使用料(テレビ・ブルーレイ等)	20円/日	
個人電気使用料(冷蔵庫等)	50円/日	
クラブ活動費	100円/月	

- ◆ 介護サービス費は、従来型介護サービス費(I)に共通加算を加え、地域加算(1単位 10.45円)を乗じて算出した1割負担の日額費用となります。
- ◆ 記載の費用については1円未満の端数計算により誤差が生じます。
- ◆ 入所者の状態及び職員状況等により、加算の対象及び費用負担が変わる場合があります。
- ◆ おむつ代、洗濯代は介護サービス費に含まれます。
- ◆ “介護保険負担限度額制度”の認定を受けるには保険者に申請していただく必要があります。



特別養護老人ホーム  
近江舞子しょうぶ苑  
Tel.077-596-2233